

公募要領（案）
「令和 8 年度ネイチャーファイナンス実践モデル事業」

1. 目的

本モデル事業では、投資家・金融機関等が、ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において示す視点に沿って、自組織におけるネイチャーファイナンス実践のための体制整備を進めることを支援し、今後の横展開に資するモデルを創出することを目的とします。

※ネイチャーファイナンス実践ガイドライン

https://www.env.go.jp/press/press_05516.html

2. モデル事業について

2.1 想定しているモデルについて

本モデル事業では、ガイドラインに沿って、ネイチャーファイナンス実践のための体制整備を行う投資家・金融機関等を対象とします。必要に応じて、投融資先企業、外部データ・評価機関、コンサルタント、業界団体等との連携体制を構築することも可能とします。具体的には、自然関連リスク・機会に関する優先対応領域の特定、投融資方針・戦略への自然資本観点の組み込み、エンゲージメント方針の整備、投融資判断への自然資本基準の統合、情報開示の高度化等に向けた現状整理、ギャップ分析、対応策の検討・推進等を支援します。（実際の取組については個々の実施者の状況に基づき判断します）

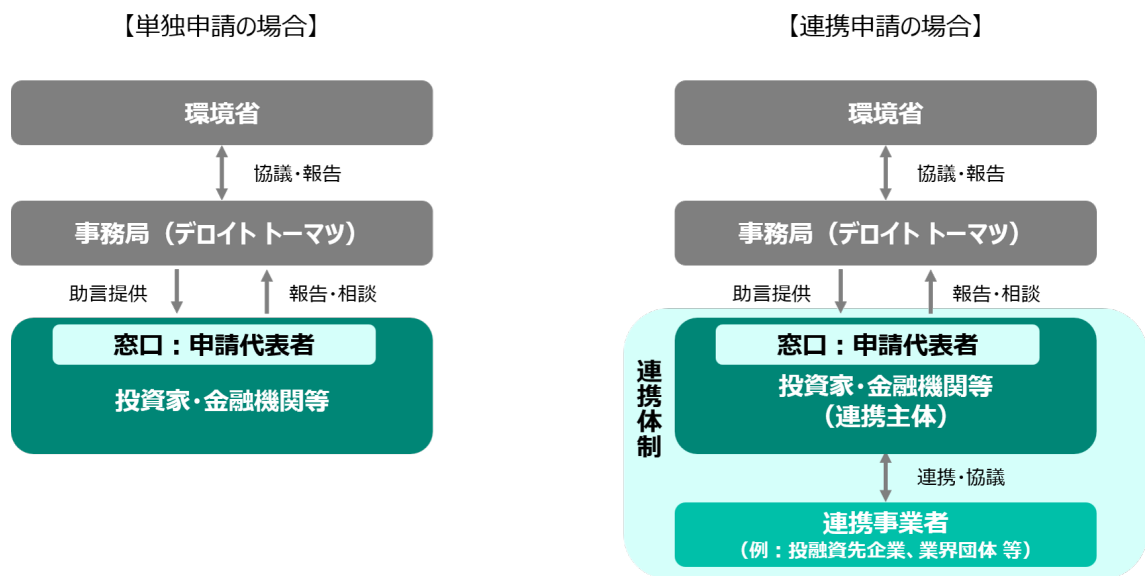
【支援例】

- ① 投融資ポリシーの策定やファイナンス商品の設計
- ② 自然資本と他の地域課題を統合的に解決する地域のステークホルダーと連携した取組の推進
- ③ 自然資本に係る評価の枠組の投融資への組み込み 等

※上記の例示に限らず、ガイドラインの趣旨に沿っていれば自由にご提案いただいても構いません。

2.2 本モデル事業における支援内容

契約等の締結後から令和 9 年 2 月 26 日（金）までの約 5 か月間、採択された者が主体となって実施する取組に対して、事務局がガイドラインの解説や、同ガイドラインに記載されたネイチャーファイナンスの評価・分析項目等の基本事項に照らした方針等策定の検討・推進にかかる助言提供等の個別支援面談・コンサルティングを行います。詳細な支援方法については採択後に実施する 1 回目の打ち合わせにて決定することとします。



3. 募集概要及び応募方法

3.1 募集概要

件名	令和8年度ネイチャーファイナンス実践モデル事業
募集期間	令和8年9月1日（火）から令和8年10月1日（木）17時まで(必着)
募集形式	公募
事業期間	契約等の締結後から令和9年2月26日（金）まで
採択件数	2件程度
募集対象	ネイチャーファイナンスの実践に向けた体制整備に取り組む投資家・金融機関等。単独申請又は、投融資先企業、外部データ・評価機関、コンサルタント、業界団体、協議会、コンソーシアム、NGO・NPO 等と連携した申請を可とします。連携した申請を行う場合の申請代表者は投資家又は金融機関に属する者としてください。連携体制の形（連携組織体の有無、法人格や設立規約の有無等）は問いませんが、取組の実行性をどう確保しているか、体制内の役割分担等を応募申請書内で明記してください。その際、5.1「審査・選定の方法：書類審査」に定める「評価項目」を踏まえてください。
費用負担	本事業の推進に伴う各種経費は自己負担

3.2 募集対象

3.2.1 満たすべき事項

投資家・金融機関等及び連携体制に含まれる法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、以下のいずれにも該当しないことを求めます。採択後、以下のいずれかに該当することが明らかになった場合は、支援を中止します。

- ・ 法人等が環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者であるとき
- ・ 法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) であるとき又は法人等の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が、暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき

- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3.2.2 申請代表者に求められる役割

申請代表者は、投資家又は金融機関等に属する者とし、モデル事業を推進するにあたって、以下の役割を果たすものとします。

- 事務局及び環境省との連絡窓口
- 連携事業者との協議、利害調整、合意形成、とりまとめ
- 自組織内の関係部署 (投融資、リスク管理、サステナビリティ、経営企画、開示等) との調整
- モデル事業で得られた成果の整理及び対外的な情報発信への協力

4. 応募手続き

申請代表者は、4.1 に記載する説明会に参加または録画を視聴した上で、応募申請書に必要事項を入力し、提出期限までに提出してください。

4.1 説明会の開催

本モデル事業に関する説明会を以下のとおり開催します。

- 開催日時…9 月 10 日 (木) 13 時 00 分～14 時 00 分
- 開催方法…オンライン (Teams) で実施。リンクは参加登録の受付後に事務局より送付。
- 参加登録方法…以下のアンケートへの回答をもって説明会への参加登録とします。

[公募説明会参加希望アンケート - フォームに記入する](#)

- 参加登録期限…9 月 7 日 (月) 17:00 まで

※都合が合わず、録画の視聴を希望される場合にはアンケートでそのように回答してください。

※説明会への参加または録画の視聴は応募申請にあたっての必須要件であることに留意してください。

4.2 提出書類

- ・ 応募申請書（別添の Excel 様式を使用すること）

4.3 募集期間

- ・ 令和 8 年 9 月 1 日(火)～令和 8 年 10 月 1 日（木） 17 時 必着

4.4 申請書提出先、問い合わせ先

- ・ 令和 8 年度ネイチャーファイナンス実践モデル事業 事務局
（環境省から委託を受け、合同会社デロイト トーマツが実施）

Email : np_finance_secretariat@tohmatsumatsu.co.jp

※応募申請書提出時は、件名を以下の通りとしてください。

「【応募申請書提出：投資家・金融機関等の名称（連携体制で応募された場合は連携体制の名称）】令和 8 年度ネイチャーファイナンス実践モデル事業」

※問い合わせ時は、件名を以下の通りとしてください。

「【問い合わせ：投資家・金融機関等の名称（連携体制で応募された場合は連携体制の名称）】令和 8 年度ネイチャーファイナンス実践モデル事業」

5. 審査・選定及び採択通知

5.1 審査・選定の方法

応募書類等の内容は、「ネイチャーファイナンス実践モデル創出有識者会議」において審査します。ただし、応募書類の明らかな記入ミスや書類不備がある場合は、本審査の対象にならない場合があります。

以下の評価項目を踏まえ、申請内容を総合的に評価し、採択先を選定します。（審査及び審査内容は非公開）

評価項目		
必須条件	事業の適合性	・ ネイチャーファイナンス実践のための体制整備として取り組むものであり、事務局に求める支援内容が明確かつ本公募要領の趣旨と合致していること。 ・ 成果としては、投融資ポリシーの策定及び/又はファイナンス商品の設計、地域課題解決につなげる事業における評価フレームワーク案の策定等までとし、当該方針等に基づく投融資の実行までは必須としない。
	事業の推進体制	・ 自組織内の関係部署が連携し、必要に応じて投融資先企業、外部データ・評価機関、業界団体等とも連携して、ガイドラインに基づく取組を推進する体制を構築すること。 連携体制における関係者の役割分担が明確であり、本申請に関して主要な関係者

加 点 要 素	情報発信	- との合意形成が完了している又はその見込みがあること。 - 取組の成果に加え、そこに至った過程や活用したデータ等のうち、モデル事業として他の地域・金融機関にも参考として共有すべき項目・部分について、対外的に公表できること（環境省 WEB サイトでの掲載、TNFD 等関連イベントでの公開など）。
	コミットメント	経営層・役員等が自然資本への取組を重視し、ガバナンス体制に組み込むコミットをしていること。（ガバナンスへの組み込み方法はガイドラインを参照ください。ただし組み込み方は各投資家・金融機関等の判断にゆだね、モデル事業実施期間中に構築すればよいものとします。）
	投融資の実行	本モデル事業で組成したファイナンス・フレームワークを活用し、ネイチャーファイナンスとしての投融資を実行することが予定されている場合。
	波及効果・横展開	- 本モデル事業の実施により、投資家・金融機関等の取引先や対象地域の企業における自然資本の取組への波及が期待される場合。 - 他の投資家・金融機関等の実践に役立つ事例の提供となることが期待される場合。

5.2 審査・選定結果の通知

審査・選定結果（採択又は不採択）は、事務局から申請代表者に速やかに通知します。また、採択した事業の申請代表者名、事業名、連携体制で応募された場合は連携体制名及び連携事業者等名を環境省 WEB サイトにて公表します。

6. 採択後の流れ

6.1 契約等の締結

採択後の事業実施にあたっては、申請代表者と事務局の間で、申請内容に基づく活動・支援に関わる覚書とともに、秘密保持に関わる契約などを締結します。

6.2 打合せ・フォローアップ

6.1「契約等の締結」の完了後、隔週・オンライン（Teams）を基本として申請代表者と事務局で打合せを実施します。

【打合せの実施時期及び内容（予定）】

第1回（令和8年10月）：ギャップ分析にかかる助言提供、事業内容等のすり合わせ

第2回～7回（令和8年10月～令和9年2月）：具体的な対応策の検討・推進への助言提供、連携事業者との協議

第8回（令和9年2月）：最終報告会での報告内容や情報発信に活用する成果物の確認

6.3 最終報告会

申請代表者は、「ネイチャーファイナンス実践モデル創出有識者会議」において、取組状況の報告を行うものとします。また、令和9年2～3月に開催予定の公開の最終報告会において、取組結果を報告するものとします。

6.4 情報公開

個別事業に関わる内容は機密事項が含まれることが想定されるため、応募時における提出書類をはじめ、個別面談、有識者会議等での各種資料や議事録等における個別事業の関連情報は非公開とします。

また、ネイチャーファイナンスの促進を目的とし、広く投資家・金融機関等に役立ててもらうために作成する本事業の取りまとめ資料は、機密事項に十分に留意しつつ、個別事業による成果を活用して作成し公開します。

7. その他、免責事項

- 申請代表者は、本モデル事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が環境省及び環境省の委託先事務局であるデロイト トーマツにも共有されることに同意頂くようお願い致します。
- 採択された事業の申請代表者、事業、連携体制で応募された場合は連携体制及び連携事業者等の名称は、環境省 WEB サイト等において公表します。なお、不採択となった事業の申請代表者等の名称は公表しません。
- 本モデル事業において作成した資料の著作権は環境省及びデロイト トーマツに属し、申請代表者及び投資家・金融機関等（連携体制で応募された場合は連携事業者含む）は非独占的使用権を許諾されるものとします。（複製、改変に関しては自己利用のみ可能とします。）
- 採択された投資家・金融機関等及び連携事業者が作成した資料の著作権については、同組織に属するものとします。ただし、環境省ホームページの著作権に関する規定（※）に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意頂くようお願い致します。（URL）
<http://www.env.go.jp/mail.html>
- 本モデル事業において、環境省及びデロイト トーマツに提供された企業情報及び個人情報については、本モデル事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省、デロイト トーマツが使用することに同意頂くようお願い致します。
- 採択後、投資家・金融機関等および連携体制による本モデル事業の継続が困難であると判断される場合は、本モデル事業を中止する場合があります。